

.....

藤崎クレジット F カード特約

.....

第 1 条 (名称)

藤崎クレジット F カード (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社藤崎 (以下「藤崎」といいます。)と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、Visa カード、Mastercard または JCB カード機能を有します。

第 2 条 (本会員及び家族会員)

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、藤崎を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員 (以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第 3 条 (年会費)

本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、無料とします。

第 4 条 (藤崎でのカードショッピングの支払金の支払方法)

- 1.会員が本カードを藤崎で翌月 1 回払、回数指定分割払、ボーナス 1 回払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払の利率等は別表 1 のとおりとなります。

【別表 1】

(a) 支払回数	1 回	2 回	3 回	6 回	10 回	15 回	24 回
(b) 支払期間 (ヶ月)	1	2	3	6	10	15	24
(c) 実質年率 (%)	0.00	0.00	12.25	14.00	14.75	15.00	15.00
(d) 利用代金 100 円 当たりの回数指定 分割払手数料の額 (円)	0.00	0.00	2.04	4.08	6.80	10.20	16.32
(a) 支払回数	ボーナス 1 回						
(b) 支払期間 (ヶ月)	2~8						
(c) 実質年率 (%)	0.00						
(d) 利用代金 100 円 当たりの回数指定 分割払手数料の額 (円)	0.00						

- 2.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1 の (d)

の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格 50,000 円 10 回払の場合

●支払総額

$$50,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} \times (6.8 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 53,400 \text{ 円}$$

●月々の分割支払金

$$53,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,340 \text{ 円}$$

3. (1) 会員が本カードを藤崎で残高スライド元金定額リボルビング払を指定してカードショッピングをご利用された場合、毎月の弁済金(※1)の支払元金は当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料(※2)をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料(※2)は毎月締切日の藤崎でのカードショッピングのリボルビング利用残高に対して1.21%を乗じた額とし、実質年率は14.52%となります。

(2) 弁済金(※1)の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の支払元金が5,000円の場合で利用残高が50,000円の時

●支払元金

$$5,000 \text{ 円}$$

●包括信用購入あっせんの手数料(※2)

$$50,000 \text{ 円} \times 14.52\% / 12 \text{ ヶ月} = 605 \text{ 円}$$

●弁済金(※1)

$$5,000 \text{ 円} + 605 \text{ 円} = 5,605 \text{ 円}$$

(※1) カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

(※2) カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

## 第5条 (適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。